

令和 6 年

第 7 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 6 年 7 月 23 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和6年第7回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告7	専決処分の報告について
専第5号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第6号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第7号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
報告8	令和5年度赤穂市学校保健調査集計について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 7

専決処分の報告について

- 専第 5 号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第 6 号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第 7 号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 6 年 7 月 23 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第5号

赤穂市社会教育委員の委嘱について

本市社会教育委員の辞任に伴い、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和6年6月25日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第6号

赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について

本市公民館運営審議会委員の辞任に伴い、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和6年6月25日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第7号

赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

本市市民会館運営審議会委員の辞任に伴い、その後任として、赤穂市民会館条例（昭和49年赤穂市条例第12号）第17条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和6年6月25日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

報告 8

令和 5 年度赤穂市学校保健調査集計について

令和 5 年度赤穂市学校保健調査について、別紙のとおり集計したので報告する。

令和 6 年 7 月 2 3 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開